平成２７年（フ）第２２号
静岡県下田市六丁目27番８号　佐野方　２Ｆ
債務者　田中ランシニーこと　タナカランシニー
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１２６号
三重県鈴鹿市国府町4922番地の234
債務者　加藤　哲史
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２７号
三重県亀山市阿野田町1695番地１　アノダハイツ105号
債務者　萩原　香織
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２９号
三重県鈴鹿市東玉垣町2455番地の４
債務者　大倉　正己
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４３２号
兵庫県芦屋市浜芦屋町７番11号　コーポＭＦＴ102号室、前住所兵庫県芦屋市平田北町４番29号
債務者　山崎　智子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２０号
広島県福山市沖野上町２丁目３番３号
債務者　堤　　洋子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２４３号
大分市大在北３丁目１番49号（ニューシティ・タクマ102）
債務者　三浦　美香
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４４号
大分市大字荏隈910番地の76（市営Ｈ10―610）
債務者　麻生　憲一
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５７号
大分県別府市元町６番23号201、住民票上の住所大分県別府市元町６番23号
債務者　東　　昭貞
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８１号
大分県別府市大字鶴見1951番地の47
債務者　大野　英二
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２６号
宮崎市清武町正手１丁目17番地　ことぶきコーポ207号、前住所宮崎市大字鏡洲3718番地
債務者　岩切　六男
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３１号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅211棟10号
債務者　大野　真也（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７８号
福島県田村市船引町船引字馬場15番地　船引馬場団地１棟６号
債務者　山本　　渚（旧姓湯佐）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート７―107
債務者　山崎　　豊
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２６号
神奈川県平塚市万田990番地の９
債務者　琴浦　　大
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２７号
神奈川県平塚市万田990番地の９
債務者　琴浦真由美
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２５号
広島県福山市内海町85番地８
債務者　渡壁　里美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１６６号
青森市西滝３丁目14番４号　桜荘１号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係